

障害者自立支援法の成立

～障害者福祉施策の抜本改革～

身体・知的・精神の障害に共通する福祉サービスを一本化するとともに、利用者に原則一割の自己負担の導入などを柱とする障害者自立支援法（以下、自立支援法）案が十月三十一日に可決、成立しました。

平成十五年度にスタートした現行の障害者福祉制度である「支援費制度」。契約にもとづき、障害者自らがサービスを選択できる仕組みとして施行されましたが、二年連続の財源不足の対応策が迫られ、介護保険との統合（後に先送り）で安定財源を確保するという方針が打ち出され、新たに「応益負担」の方向が示されました。

今回は、自立支援法成立までの背景やポイント、そして福祉施設関係者から今後の思いをいただきました。

自立支援法成立までの背景

平成十五年十二月に開催された第四回「社会保障審議会障害者部会」において「ライフステージに応じたサービス提供のあり方や障害者施策の体系・制度を介護保険制度との関係も含めて検討を進めていく」という内容の「検討状況のまとめ」が提出されました。

翌年二月に開催された第十四回社会保障審議会でも、この検討状況のまとめは部会で了承されたものとして提出され、また厚生労働省側からも「介護保険との統合問題も含めて、大きな観点でこれから制度改革を考えていくべき段階にきている」との見解が示され、その後、障害者部会で細部についての議論が重ねられました。

そして、同年七月に障害者部会から「今後の障害保健福祉施策について（中間的な取りまとめ）」が示され、そこでは身体・知的・精神の各障害共通の福祉サービスや就労支援に関する制度的な枠組みを共通のものにすべきであること、また給付と負担のルールが明確である介護保険制度の仕組みを活用すること、などが示されました。

このことは、支援費関係予算が年々増大することを懸念し、財源確保と利用の抑制を図る策として

提案されたもので、福祉サービスの利用量に応じて利用者へ負担を求めようという考えが打ち出されました。

そして、十月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が提出され、新たな障害者施策の方向付けが示されました。

このグランドデザインでは、「障害福祉サービス法（仮称）」として身体・知的・精神の各福祉法を一元的に規定し、また費用の公平な負担として、福祉サービスについては制度と均衡する応益的な負担の導入、さらには支援費制度を改正し、障害者の自立支援サービスを介護保険の活用も視野に入れた案（その後、介護保険との関係は先送りされる）が示され、十二月には障害者自立支援給付法（仮称）が提案、そして名称を変更し平成十七年四月に「障害者自立支援法案」が提起されました。

自立支援法のポイントと課題

自立支援法の狙いは、「福祉サービスの一元化」「社会資源を活用するための規制緩和」「公平な利用者負担の仕組み」などがあげられます。そして、この法は、障害者の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から障害者基本法の基本理念にのっとり創設した、

としています。（資料1）

しかし、障害を持つ当事者や団体などが、法案成立を受け、今後の生活に対して不安の声を大きくしていることも事実です。

ポイントの一つとしては、公平なサービス利用のために利用に関する基準（共通のサービス支給決定基準）を導入し、利用者にも自分の負担として、サービス利用の際に原則一割の自己負担を求めていることです。これはサービスをj受ける利益に対して一定の負担を

（資料1）

○障害者自立支援法による改革のねらい

- 1 障害者の福祉サービスを「一元化」
（サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。）
- 2 障害者がもっと「働ける社会」に
（一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。）
- 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
（市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。）
- 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
（支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。）
- 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
（1）利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
（障害者が福祉サービス等を利用した場合、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。）
（2）国の「財政責任の明確化」
（福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。）